

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定	
根拠法令・条項	児童福祉法第19条の3第3項	
所 管 課	保健所 保健医療業務課	
審 査 基 準	<p>小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象とする者は、児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、同条第2項の規定に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものであって、18歳未満の児童（18歳到達時点において小児慢性特定疾病医療支援を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む。）とする。</p> <p>（「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」平成26年12月3日雇児発1203第2号）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	50日～60日程度
	標準処理期間を設定できない理由	